

令和4年度 福島県農薬危害防止運動実施要領

1 目的

この要領は、令和4年度農薬危害防止運動の実施について（令和4年5月2日付け薬生発0502第1号、4消安第650号、環水大土発第2205021号厚生労働省医薬・生活衛生局長、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）により定められた、農薬危害防止運動実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第1の趣旨を達成するため、実施要綱第4に基づき、福島県において展開する農薬危害防止運動について定めるものである。

2 名称

令和4年度福島県農薬危害防止運動

3 実施期間

令和4年6月10日から同年9月10日までの3か月間とする。

4 実施主体

福島県

5 実施事項

実施要綱による。

6 重点事項

(1) 農薬の適正使用の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用基準、適用病害虫の範囲、使用方法及び使用上の注意事項の遵守を徹底すること。

また、農薬の適正な保管管理や農薬使用者の安全対策にも留意すること。

(2) 農薬の空中散布における福島県無人航空機安全ガイドラインの遵守徹底

農薬の空中散布における福島県無人航空機安全ガイドライン（令和2年2月6日付け元農支第3540号福島県農林水産部長通知）の内容を遵守すること。

なお、運用にあつては、航空法を遵守するほか、危害防止に万全を期すとともに作業関係者の安全を十分に確保すること。

(3) 農薬散布等計画の周知の推進

農薬を使用する際、農薬関係者は養蜂業者等に対し農薬散布等計画を周知するよう努めること。